

1 地域生活支援拠点の整備に関する国の経緯

1 障害者総合支援法の附帯決議

平成24年度に成立した「障害者総合支援法」の際に、衆参両院において附帯決議がなされ、その中で『障害者の高齢化・重度化や「親亡き後」も見据えつつ、障害児・者の地域生活支援をさらに推進する観点から、地域における居住支援の在り方について、早急に検討を行うこと』とされた。

2 障害者の地域生活の推進に関する議論の整理

平成25年度「障害者の地域生活の推進に関する検討会」が厚生労働省において開催され、地域における居住支援に求められる機能として、次の5つの機能が挙げられ、これらの機能強化を地域レベルで取り組み、制度面での取り組みの両面から推進することとされた。

- ① 相談、②体験の機会・場、③緊急時の受け入れ・対応、④専門性、⑤地域の体制づくり

3 第4期障害福祉計画(国の基本指針の改正) H27~H29

基本指針にて、「地域生活支援拠点等(地域生活支援拠点又は面的な体制をいう。)」を、平成29年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも一か所整備することとされた。第5期障害福祉計画(H30~H32)においても、少なくとも一つ整備することとされている。

2 地域生活支援拠点に求められる機能

■目的

- (1) 緊急時の迅速・確実な相談支援の実施、短期入所等の活用を可能にする
⇒ 地域における生活の安心感を担保する機能を備える。
(2) 体験の機会の提供を通じて、施設や親元から共同生活援助、一人暮らし等への生活の場の移行をしやすくする支援を提供する体制を整備
⇒ 障害者等の地域での生活を支援する。

■拠点等の機能強化を図るため、5つの機能を集約し、「多機能拠点整備型」、「面的整備型」又はその両方を合わせた形で、地域の実情に応じた整備を行う。

① 相談

基幹相談支援センター、委託相談支援事業、特定相談支援事業とともに地域定着支援を活用してコーディネーターを配置し、緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握・登録した上で、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急時の事態等に必要なサービスのコーディネーターや相談その他必要な支援を行う機能

② 緊急時の受け入れ・対応

短期入所を活用した常時の緊急受入体制等を確保した上で、介護者の急病や障害者の状態変化等の緊急時の受け入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能

③ 体験の機会・場

地域移行支援や親元からの自立等に当たって、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能

④ 専門性

医療的ケアが必要な者や行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した障がい者に対して、専門的な対応を行うことができる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の養成を行う機能

⑤ 地域の体制づくりしやすくする

基幹相談支援センター、委託相談支援事業、特定相談支援、一般相談支援等を活用してコーディネーターを配置、地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制を構築等を行う機能

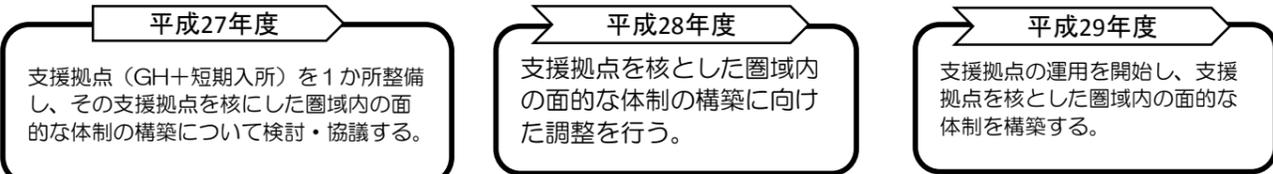
3 北信圏域における検討経過

① 第3期障害福祉計画(H24~H26)

- ・地域での一人暮らしを支えるために、また、途切れない支援をするために、必要なサービスや相談支援体制の『充実を図ります。』
・夜間を含めた緊急支援体制を構築し、地域生活を定着、継続するための体制を強化します。

② 第4期障害福祉計画(H27~H29)

地域生活への定着・継続を支援し、夜間を含めた緊急支援を行うための拠点(GH+短期入所)を1か所整備し、その拠点を核にした面的な体制を構築する。



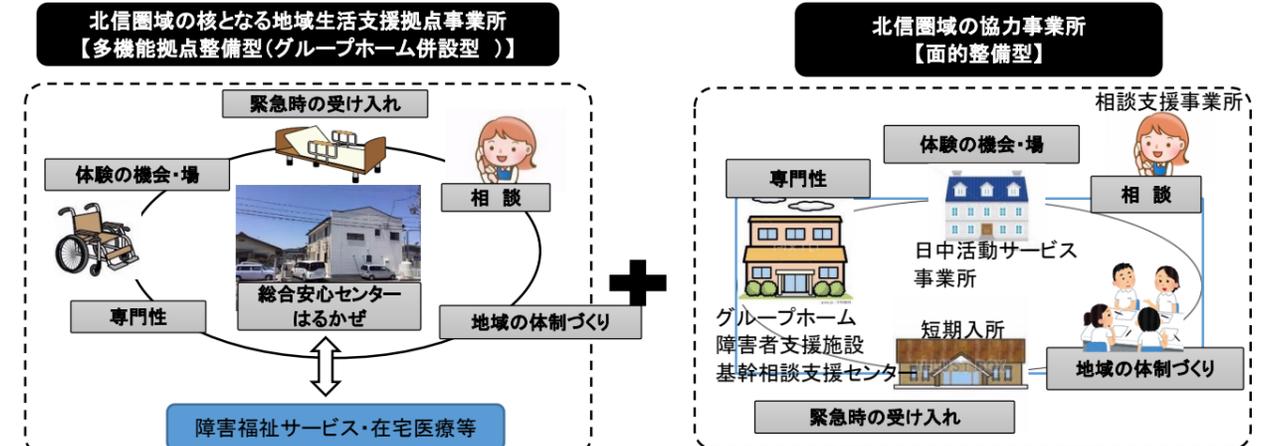
4 北信圏域における地域生活支援拠点の整備

③ 自立支援協議会における検討経過

平成27年度
幹事会において、地域生活支援拠点事業コア会議を設置し、事業の整備に向けた基本的な事項(対象者・登録制度等)や緊急対応の流れについて検討を行った。

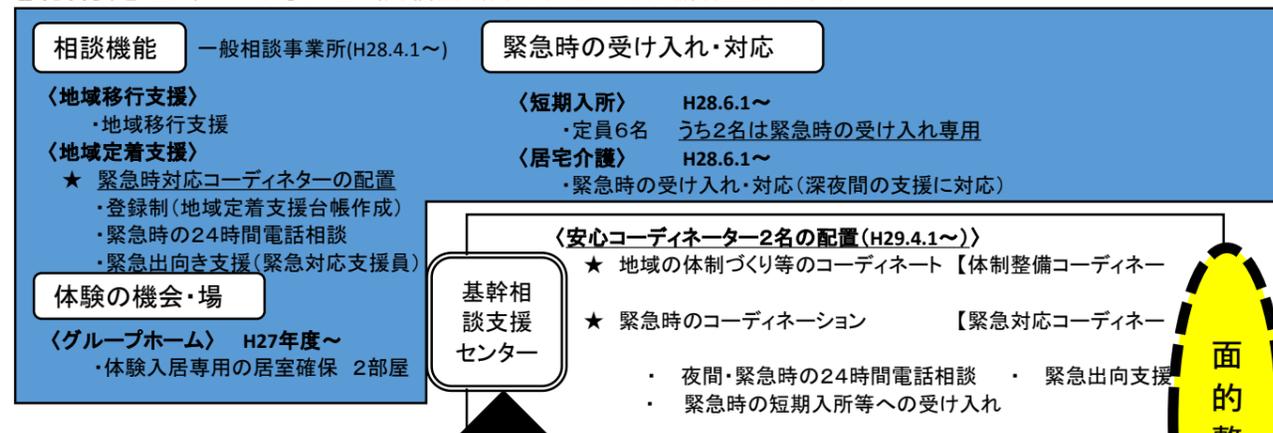
平成28年度
①「総合安心センターはるかぜ」を試行的に実施し、平成29年度に向け課題を整理する。
②地域生活支援拠点事業コア会議を地域生活支援拠点事業検討会(6市町村参加)とし、面的体制の整備方法や財政面等を含めた検討を行うため、市町村が主体となり検討する。

④ 地域生活支援拠点事業の整備



- 1 北信圏域の地域生活支援拠点事業の核となる事業所として、多機能型拠点として高水福祉会が整備した「総合安心センターはるかぜ」を位置付ける。
2 「総合安心センターはるかぜ」ではカバーできない部分について管内の既存の事業所等との連携や協力による面的体制を整備する。

⑤ 総合安心センター はるかぜ (北信圏域内で核となる多機能型拠点事業)



- コーディネーター2名の人件費
■2床の常時空床の確保経費
■研修会開催経費

- 地域生活支援拠点等に係る市町村の財政支援(H29~)
①常時の連絡が可能な体制整備、緊急時の相談支援
②緊急時の短期入所等の受け入れ(2床)
③医療的なケア等に対応できる専門的な人材養成
④サービス提供等の地域の体制整備
⑤その他

5 地域生活支援拠点の整備の今後の課題

北信圏域では、平成28年度の「総合安心センターはるかぜ」等の拠点整備及び試行により一定程度の地域生活支援拠点(核となる多機能型拠点事業所として)の整備が整ってきました。しかしながら北信圏域全体にこの取り組みを広げ、支援の体制整備を広げていく面的整備については、これからの課題となっています。地域の障がい者のニーズに対応するためには、はるかぜだけではカバーできないため、管内の既存の事業所等の地域資源との連携や協力による面的な体制整備を進めていく必要があります。

- ・圏域が南北に距離があるため、緊急時に30以内に駆けつけることが困難な地域がある。その地域に対応した体制づくりが必要である。
・緊急時そこがあるからと任せてしまう傾向を感じる。それぞれ面としての役割を持つ必要がある。
・今後の地域の体制づくりのコーディネート機能が不可欠である。また、人材育成も大切。

面的整備